

京都大学学術情報メディアセンター利用規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百三号)

京都大学学術情報メディアセンター利用規程(平成十四年達示第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「学術研究等(その成果が公開し得るものに限る。)」を「学術研究、教育等」に改め、ただし書を削る。

第三条第一号中「大学又は高等専門学校」を「大学、短期大学、高等専門学校又は大学共同利用機関」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 大学院の学生及びこれに準ずる者

第三条第三号中「その他の研究機関でセンター長が認めたもの」を「国又は自治体が所轄する機関」に改め、同条第四号中「文部科学省所管の科学研究費補助金」を「科学研究費補助金等」に改める。

附則 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。